平成２２年（フ）第６５号
鹿児島県霧島市隼人町小田107番地29
債務者　山元　經子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
鹿児島県霧島市横川町上ノ5721番地４
債務者　竹下ヨリ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
鹿児島県霧島市国分名波町11番24―201号
債務者　松元由美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷884番地１
債務者　安樂　良一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―6022号　松川共同住宅
債務者　仲里　光夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市辻１丁目13番７号　守礼ビル202
債務者　川満　健達
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９号
沖縄県石垣市字真栄里204番地の331　アトールＢｅ－１，205
債務者　黒島　美紀
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第９６号
長野市大字東和田913番地７コーポ青空Ｄ―103号、前住所長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ１－８号
債務者　石坂和佳奈
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県川西市山下町２番１号203、前住所兵庫県川辺郡猪名川町清水字岡ノ下21番地の５
債務者　井上　芳巳
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目１番地75、前住所兵庫県川辺郡猪名川町清水字岡ノ下21番地の５
債務者　井上　郁代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４８号
兵庫県宝塚市高司２丁目17番７号木本マンション202、前住所兵庫県宝塚市光明町６番10号
債務者　崎園恵理香（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５６号
兵庫県宝塚市野上１丁目４番17号
債務者　西亀　静子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５８号
兵庫県川西市向陽台２丁目７番地の６
債務者　前田美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第８０５号
奈良市富雄元町１丁目５番28―110号
債務者　神田久実子（旧姓加守）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３５号
奈良市白毫寺町213番地の６　朝日プラザ高畑東212号、住民票上の住所奈良市杏町57番地の１　セゾン・ドゥ・エトワール102号
債務者　上田　勝也
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
奈良県生駒市本町10番５―301号
債務者　要　　礼子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１６号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｄ８―502号
債務者　中西　謙之
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
奈良地方裁判所